

# 兵庫県立大学GPA制度要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県立大学（以下「本学」という。）のGPA（Grade Point Average）制度に関し必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 GPA制度は、学修の状況及び結果を明確化することにより、学生の学習意欲を高め、適切な修学指導に資するとともに、厳格な成績評価を推進し、学びの質を向上させることを目的とする。

## (GPAの種類・運用)

第3条 GPAは、全学で統一的に運用する全学GPAと、各学部・研究科（以下「学部等」という。）の範囲内で独自に運用する学部・研究科GPA（以下「学部等GPA」という。）に大別する。

2 GPAの運用は、原則としてこの要綱に基づくものとする。

3 学部等GPAは、学部・研究科の独自性を鑑み、この要綱の趣旨・目的に反しない限りにおいて、各学部・研究科長が教授会の意見を聞いたうえで別に定めることができるものとする。ただし、第4条で定めるGPについては別に定めることはできないものとする。

## (GP)

第4条 学則第13条に基づき各学部・研究科規程で定める成績の評語に与えられるGP（Grade Point）は、次表のとおりとする。

成績の評語		GP
5段階評価	素点	
S	100-90	4.0
A	89-80	3.0
B	79-70	2.0
C	69-60	1.0
D	59-0	0.0

## (GPAの算出方法)

第5条 各期における学修の状況及び成果を示す指標としてのGPA（以下「学期GPA」という。）と、全期間の学修の状況及び成果を示す指標としてのGPA（以下「通算GPA」という。）の計算式は、次の各号の定めるところによるものとし、算出された数値の小数点第3位以下は切り捨てるものとする。

### 2 学期GPAの計算式

学期GPAの計算式は以下のとおりとする。

$$\frac{\text{(当該学期に評価を受けた卒業要件となる授業科目のGP} \times \text{当該授業科目の単位数) の合計}}{\text{当該学期に評価を受けた卒業要件となる授業科目の単位数の合計}}$$

### 3 学年GPAの計算式

学年GPAの計算式は以下のとおりとする。

$$\frac{\text{(当該学年に評価を受けた卒業要件となる授業科目のGP} \times \text{当該授業科目の単位数) の合計}}{\text{当該学年に評価を受けた卒業要件となる授業科目の単位数の合計}}$$

#### 4 通算GPAの計算式

通算GPAの計算式は以下のとおりとする。

$$\frac{(\text{在学全期間に評価を受けた卒業要件となる授業科目のGP} \times \text{当該授業科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{在学全期間に評価を受けた卒業要件となる授業科目の単位数の合計}}$$

##### (GPA対象授業科目)

第6条 GPA対象授業科目は、5段階評語又は素点によって成績認定される授業科目であって、卒業要件に算入できる授業科目とする。

2 前項の規定にかかわらず、学部等が設定する履修取消期間中に学生から履修取消の申し出があり履修取消を許可した授業科目は、GPA対象授業科目から除くものとする。

3 学部等は、教育上の理由により、前項に規定による履修取消期間中での取消ができない授業科目を別に定めることができるものとする。

##### (再履修科目の取扱い)

第7条 「D」又は60点未満と評価された授業科目を、のちに再履修した場合、以前の「D」又は60点未満と評価された授業科目は、再履修による評価にかかわらずGPA対象授業科目に含むものとする。

##### (成績証明書への記載)

第8条 学期GPA、学年GPA及び通算GPAは、原則として成績証明書に記載しない。ただし、英文証明書について、学生からGPAの記載を求められたときはこの限りではない。

##### (成績評価の厳格化)

第9条 GPA制度が的確に運用されるよう、学部等は、授業科目の適切な成績評価の推進について、組織的な取り組みに努めるものとする。

##### (雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、GPA制度に関し必要な事項は、高等教育推進機構全学教育推進会議の議を経て、教育研究審議会が別に定める。

##### 附 則

##### (施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

平成30年度以前の入学生は、なお従前の定めるところによる。

##### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

##### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。